

令和7年第4回士別市議会定例会会議録（第2号）

令和7年12月9日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時42分散会

---

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

---

出席議員（14名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	武井 祐司 君	4番	湊 祐介 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	中山 義隆 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	議長	15番 山居 忠彰 君

---

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民部長	三上 正洋 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	坂本 英樹 君
建設環境部長	藪中 晃宏 君	財政課長	佐藤 寛之 君

---

教育委員会 教育委員 会長	泉山 浩幸 君	教育委員会 生涯学習部長	丸 徹也 君
------------------	---------	-----------------	--------

---

市立病院 副 管 理 者	中館 佳嗣 君	市立病院 経営管理部長	池田 亨 君
-----------------	---------	----------------	--------

---

監査委員 浅利知充君

監査委員 土田実君

土田 実君

---

事務局出席者

議会事務局長 岡崎忠幸君

議会事務局長 須藤友章君

須藤 友章君

議会事務副局長 徳竹和美君

議会事務副局長 清水健正君

清水 健正君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

---

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（岡崎忠幸君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

---

○議長（山居忠彰君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は11名であります。あらかじめ決定しております順序に従い、順次質問を許します。

9番 真保 誠議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） まず、昨日といたしますか、日にちは変わりましたが、本日の12時15分に青森県東方沖におきまして、大変大きな地震がございました。本市も震度2程度の揺れだったと思いますが、被災された地元の皆様、それから、避難して一晩寒い中過ごされた方たちに本当にお見舞いを申し上げたいと思います。加えまして、今後まだ被害発表が明確にされておられませんけれども、被害の少ないことをお祈り申し上げます。

本市も内陸部にありますので、津波等の被害はないんでしょうが、上川管内の中にもやはり旭岳、十勝岳という活火山が抱えておりますので、こういった災害に対するふだんからの準備や心がけというのは、本当に今回の地震も含めまして、まずもって自分たちも対岸の火事ではなく、心構えはしておきたいということで考えております。

また、加えまして、インフルエンザが非常に蔓延しておりますので、ぜひこれからの年の暮れ、それから年始に迎えて、皆さんも健康には十分留意されることを心からお祈り申し上げます。

それでは、通告どおり一問一答形式で質問いたします。

まず、本市内の除排雪についてお尋ねいたします。

冬の到来とともに、冬型事故の多発時期になってまいりました。春先の整備、点検、修理された除雪車両も出動態勢になっていると思います。今年は例年に比べると、やや少なくて遅いのかかもしれません。本格的な除排雪に当たり、休祝祭日、昼夜を問わず作業に当たる担当者の皆さんには感謝の念に堪えません。本当にありがとうございます。本シーズンも無事故での作業をお祈りするところであります。

今回は、冬期における市内市道での危険箇所や事故多発箇所について、事故防止の観点から質問いたします。

士別警察署に問い合わせましたところ、直近3年間の市道における人身・物損事故は次のとおりであります。令和4年度市内人身事故で5件、そのうち市道で3件です。特化した場所では、広通りで1件起きております。物損で本市内で199件、うち市道で99件、東広通りで31件、令和5年度で人身事故12件、そのうち市道が8件です。そのうち広通りの人身事故は1件です。物損としましては140件、そのうち市道の中では67件、広通り、東広通りで16件、令和6年度、昨年度で人身事故は士別市内で8件、うち市道で3件、広通りで1件であります。物損で134件、そのうち市道が67件、広通り、東広通りで33件となっております。個別の細かな場所や日時については、教えていただけなかったんですけども、やはり冬期の事故が多いと伺っております。

市道事故の中でも、中央分離帯のある広通りと東広通りが直近3か年で見ましても、大体3割から5割集中しています。交通事故は、当事者同士の責任分担で処理されるものと考えておりますが、道路管理者の責までは問われないのが一般的なんだと思っております。

ただ、事故防止の観点から見れば、ふだんの危険箇所のチェックや事故防止の対策については、道路管理者がある程度把握しておくべきだと考えております。

本市においては、道路パトロールを実施されていると思いますが、これからの時期、積雪が多くなるほどに道路状況も悪化し、交通事故も増加すると予想されます。排雪後・除雪後、堆積した雪の状況を見ながら、排雪作業を一シーズンに数度実施するわけではありますが、場所によっては非常に危険な交差点や視界の悪い箇所が多くなってまいります。

特に、先に申しました事故の多発する箇所については、数年前より、特に広通りでありますけれども、2車線の広通り側の交差点の視界が広がるように工夫された除排雪をされているように見受けられます。

通常の事業と違って自然相手でありますので、予算のあるなしにかかわらず、行政の対応も大変だと察するところでもあります。そんな中、近郊の自治体、特に、旭川市や名寄市の方からは、本市の市内の道路につきましては非常に除排雪が行き届いている、枝線までもきれいに除排雪されていますねとお褒めの言葉をいただきます。とはいえども、市民からの様々な苦情や意見は皆無とはならないのではないかと思うところでもあります。

そこで、本市に寄せられる苦情や意見はどういったものが多いのか、また、この対応と処理はどうされているのかをお尋ねするところです。

さらに、パトロールの状況や危険箇所への対応についてもお聞かせください。市内には、見通しの悪い交差点や危険箇所にはカーブミラーを設置しているところが多くありますけれども、さらに増やしてはいかがでしょうか。費用のかかることではありますけれども、除雪の手間とか除雪事故の予防のためにも、計画的に少しずつ増やしていくべきではないかと提案するところでもあります。本市の除排雪の状況が悪いと指摘しているわけではございません。あくまでも、冬期の交通事故防止に行政もさらに推進していただきますよう、手を貸していただきたいということでもあります。

本市の見解を求め、この質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

初めに、除雪に対しての苦情や意見についてです。

冬期の除雪に関して市民から寄せられたものとして、特に多い内容では、自宅や車庫の前に雪が残っているとといったことや、交差点の見通しが悪いという内容です。

また、昨年度は1月に暖気となり、融雪により路面が荒れ、走りづらいつらいつらといった御意見も受けたところです。連絡をいただいた場所には、委託先と一緒に現地を確認し、適宜対応をしているところです。

一方では、議員お話しのとおり、士別市の除排雪については、ほかの町と比べて非常にきれいであるとか、生活道路も車や人が通行しやすいなど高評価の意見も多数いただいているところです。今後も冬期における交通事故防止の観点から、引き続き適切な道路除雪に努めてまいります。

次に、パトロールの状況と危険箇所の対応についてです。

市では、道路状況を把握するため随時パトロールを実施しており、危険箇所を見つけた際には速やかに委託先と協議し、対応をしています。

例えば建物などが道路に近接している交差点には、除雪作業において極力雪を堆積しないものとし、また、降雪が続き見通しが悪くなった交差点は、広通りの交差点と同様に排雪作業を行い、視認性の確保に努めています。

さらに、圧雪、アイスバーンになりやすい交差点には焼き砂を散布し、スリップによる事故を軽減できるよう冬期道路の安全確保に努めているところです。

最後に、カーブミラーの増設についてです。

交差点での危険箇所や見通しの悪い箇所におけるカーブミラーの設置については、事故防止や安全性の向上を図るため、道路の形状、交通量、見通しなどを総合的に判断し、効果的な場所に設置しています。

しかしながら、設置には周囲の環境などにより、排雪作業の影響、場合によっては堆積による埋没や、それに伴う破損なども考慮する必要があります。今後において、安全性や設置箇所の条件なども含め慎重に判断し、必要となる箇所には設置をしてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 提案のカーブミラーではございますけれども、一応警察のほうにいろんな話を聞いた中で、いろんな設置方法があると思います。例えばホールを新設して建てたり、基礎ブロックを押さえてというところもありますけれども、今、部長がおっしゃったとおり、非常に除排雪の邪魔になるということも考えたときには、例えば既存の電柱だとか、支柱だとか、そういうものを利用してつけることもいいのではないかと。新たに新規として設置するのでは

なく。であれば、コストも下がりますし、非常に見通しがよくなるということも考えたときには、既存のものを利用するというだけで考えていただければと思います。

あと、もう一つ、再質問の中で、どうしても除雪した後に雪をまた捨てられる市民の方が非常に多く見られますけれども、これは非常に、個人の問題ですので、本市としましても行政側としても、なかなかおっしゃりにくいとは思いますが、やはりそれは広報紙だとか、そういった形の中で、きれいにはねた後にはまた再度雪を捨てないでほしいと、お住まいの方に見れば、雪の投げるところがないので致し方ないと、本当にこれは重々理解できるのですが、この辺は行政側として何かお考えになっていることがあるのかなというところをお聞きして、再質問いたします。

○議長（山居忠彰君） 藪中部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君） 再質問にお答えいたします。

議員お話しのとおり、カーブミラーですけれども、新設すると大体、今で言うと50万円ぐらい設置費用がかかります。例えばお話しの方柱ですとか、ほかのポールにつけると大体半分ぐらいで設置ができるということですので、これはでも、場所によるんですけれども、そういったミラーをつけるのにちょうどいいものがそこにあれば、NTTに相談をしながら設置していることもありますので、費用面で考えますと、そういったことも含めて、今後設置については検討してまいりたいと考えております。

それから、除雪後に雪を出す人、または、除雪前に深夜のうちに道路に出される方、正直多々おられると聞いております。我々としても、交通安全の観点、人が歩くために、安全に歩けるようにということで除雪をしておりますので、モラルの問題と言ってしまうとそれまでなんですけど、我々も広報ですとかを通じてそういった周知をしていますし、これからもそういった、迷惑とは言いませんけれども、なるべく敷地内に堆積していただけるようお願いをしたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君）（登壇） 続いて、2つ目の質問に当たります。本市の文化事業と文化的資産の今後の在り方についてお尋ねします。

この質問につきましては、本年3月13日の予算審査において、私の質問で、過去に指定管理となっているサンライズ運営事業から自主企画事業と子ども芸術事業が除外されたこと、加えて、本年10月21日、前回の第3回定例会で大西議員からの市民の文化・芸術・伝統芸能を含めた芸能活動に対する本市の考え方という質問において、本市の答弁を伺っておりますけれども、何点か掘り下げた質問を今回いたします。

本市には、条例第115号として土別市文化振興条例があり、土別市、朝日町の合併時の平成17年9月1日に施行されました。条例としては、非常に文化振興の範囲が広い割にはシンプルなものであります。その後、総合計画や年度ごとの市政執行方針には僅かながら掲げられてい

るのが現状と受け止めております。本条例のとおり、文化の振興の推進に当たっては、市民が担い手であり、本市としての役割は、市民の文化活動が自主的・創造的に行われるよう配慮し、市が実施する施策に文化振興を図る視点を取り入れるよう努めるとうたわれております。

また、市は文化の振興に関して、文化団体の果たす役割の重要性を認識し、文化団体との連携・協力を努めるとしております。加えて、文化活動の振興を図る上で、個人・団体に対する支援・助成など必要な措置を講ずるものとする、としております。

本市には数多くの文化芸術、伝統芸能等が存在いたします。各地域で継承されてきた伝統芸能などは、担い手不足や指導者の高齢化など、存続さえもが難しくなっている状況と察するところであります。市民主体による文化振興の推進は理解できますが、これからはこの条例とともに、全市的に文化振興を捉えた文化振興計画があるべきではないでしょうか。この見解を伺います。

続いて、冒頭で申し上げたとおり、予算審査での私と第3回定例会の大西議員の質問での自主企画事業について伺います。

あさひサンライズホールは旧朝日町当時の平成6年に完成し、ホール事業を行うことを目的とした施設で、自主企画事業はその設置目的を達成するための事業として、コロナ禍で中止期間を含めまして31年にわたって実施してきました。令和6年度まで計407回、入場延べ人数で10万2,000人強であります。

しかし、御存じのとおり、市民参加型の「芝居で遊びましょ♪」が本年8月30日の最後の公演として幕を閉じました。これは、今年度のあさひサンライズホールの指定管理業務の中から自主企画事業が除外されたことが要因となっております。この除外の理由を、前回議会での答弁では、指定管理料は原則として施設の管理を指すもので、自主事業は入らないという御答弁でありました。

私が先ほど述べたサンライズホールは、ホール事業をメインとした施設で、自主事業は目的達成のための事業であります。つまり、サンライズホールの維持・運営管理とは、自主事業を含めた当初からのホール事業としてあるべきであって、当然に指定管理料に自主事業は含むべきだと考えております。本来の目的を再確認していただいて、あるべき姿を認識した上で再検討していただきたいと思いますが、見識を伺います。

文化事業、特に演劇等、今回の「芝居で遊びましょ♪」もそうですけれども、参加型の演劇等につきましては、全てそうですけれども、少人数でできるものではありません。大道具、小道具、音響等、専門の担当がそれぞれの役割分担で仕上げるものです。演者だけで成り立つものではありません。

お聞きしたところ、1か月で50人から100人程度が動きます。そこには本市以外からの関係者も出入りし、年間を通じての経済効果も発生するわけで、このような事業を通して将来、例えば役者を目指す方とか、舞台に関わる職業、音響さん含めて、目指す方、最終的には土別市出身の俳優が誕生するかもしれません。子供たちに夢を与え、夢を実現させていくのも我々大

人たちの仕事ではないでしょうか。

話を戻しますけれども、前回の答弁の中で、今後の自主事業については指定管理事業者とは支援については継続協議するというものでありましたが、来年度の予算編成も間近に迫っております。現段階においての本市の考え方がお決まりであれば、お尋ねするところであります。

最後に、図書館の蔵書についてお尋ねいたします。

これも、3月、私が質問した中で御答弁として、蔵書については10年間で年間5%から10%の削減、つまり1万冊から2万冊除籍するとの旨の答弁をいただきました。何度も申し上げますけれども、むやみに減らすものではないと考えております。蔵書を減らす根拠が人口規模に合わせた蔵書数を指すとの答弁でありましたが、これは根拠となる意味が理解に苦しみます。私は、図書費を増やせと申し上げているわけではありません。文化的資産である図書を、経済的観点からの簡単に引き算すべきではないとお伝えしているのです。

先日新聞に掲載されておりましたけれども、図書館の多いまち、ここは要介護リスクが減っているとの掲載がありました。中身については簡単に申し上げますと、65歳以上の7万3,000人の約7年間追跡しまして、図書館の蔵書が人口1人当たり1冊増えると、地域の要介護リスクが4%減少する相当の関係が見られたというものでありました。簡単に申し上げますと、蔵書の多いところは、要するに要介護のリスクが減っているということであります。

まず、これについては、図書館を利用してもらうことが要件でありますから、利用喚起が重要と思います。市民へのアプローチに手を加えてはいかがでしょうか。全て削減ではなく、利用拡大を目指していただきたい。蔵書削減の根拠を再度明確にお答えいただき、質問を終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 泉山教育長。

○教育長（泉山浩幸君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の文化振興につきましては、士別市文化振興条例に基づき、市民・文化団体、そして市の役割を明確にし、連携・協力の下、文化振興を総合的かつ効果的に推進することを基本姿勢として定めております。

現在策定中のまちづくり総合計画においては、文化の継承や団体との連携を重要な要素として位置づけています。

また、人づくり・まちづくり推進計画においても、多様な学習機会の充実を主要施策の一つとして、鑑賞機会の充実や創作、創造活動の推進といった芸術文化活動の進行を推進しています。

士別市教育行政執行方針においては、文化芸術活動の振興を具体的にうたい、市民の地域文化振興に資する様々な事業を積極的に展開しているところでございます。

本市は、誰もが先生になれ、誰もが生徒になれるまちという理念の下、市民一人一人が学び合い、その活動を通して文化についても創造・継承していくことを目指しています。

議員お話しのとおり、地域固有の文化資源の中長期的な計画を明確化することは、地域における文化振興の促進や持続可能な発展につなげていくために有益であると考えていますので、今後は、社会教育委員や文化協会の方々の意見をお聞きしながら、これまでの各種計画に盛り込んでいる内容を集約、一元化するなど、市民の皆様と地域文化のビジョンを共有できるよう取組を進めてまいります。

次に、自主企画事業についてです。

自主企画事業については、令和7年度予算審査での真保委員からの御質問及び第3回定例会での大西議員からの御質問に答弁させていただきましたが、指定管理者が行う業務については、地方自治法に基づき、土別市あさひサンライズホール条例において、ホールの運営及び維持管理に関する業務、ホールの利用の許可等に関する業務と定めています。

また、令和4年7月に改定の土別市指定管理者制度運用ガイドラインにおいては、公の施設の指定管理業務と指定管理者が実質的に行う営利事業は、明確に区分することと定めています。これらを踏まえ、令和7年度からの指定管理者の再指定に当たり、指定管理審査委員会において審査した結果、自主事業については事業者が自主的に行う事業として位置づけた中で、指定管理業務から外したものです。

これまでの自主事業という位置づけであった2事業に対する市の考え方ですが、小中高生を対象とした子ども芸術劇場については、引き続き市の事業として位置づける中で、指定管理者である舞藝舎に業務委託し、実施していく考えです。

もう一つの自主事業である鑑賞型事業と市民参加型の創造型事業については、これまでどおり指定管理者の事業として位置づけますが、その実施に当たっては、市民に対する舞台芸術を鑑賞する機会や体験できる機会の提供、低廉なチケット価格帯でのあっせんがかなうよう、新年度予算から事業補助金として補助を実施する考えです。

議員お話しのとおり、自主事業は演者のみならず、大勢のスタッフが関わって成り立つものであり、その経済効果はもちろんですが、現に市内外で舞台美術や音響、照明などの分野で興味を持った市民が団体をつくり、それぞれに活動している例もあります。これは、これまで数多くの自主事業を行ってきた中で大きな成果であり、本市の文化芸術の振興に大きく寄与しているものと考えます。今後もサンライズホールが、これまで培ってきた自主事業が子供たちにとってのふるさと教育やキャリア教育、市民にとっての生涯学習に生かしていけるよう、必要な支援を行ってまいります。

次に、図書館の蔵書についてです。

本市図書館における蔵書の収集管理についての考え方は、これまでも図書館法や文部科学省の示す図書館設置の運営上の望ましい基準を参考に、市民や地域の潜在的な知的欲求を含む幅広いニーズに応えられることができるよう努めてまいりました。事務事業アセスメントによる事業の見直しでは、新刊購入冊数の抑制と既存蔵書の段階的な除籍による厳選された蔵書管理に努めることとし、日常的な除籍作業のほかに利用頻度の下がった副本や類似図書での対応が

可能な資料を中心に見直しを行い、将来的な蔵書冊数の適正化に向けた取組を進めてきています。適正な規模で図書館運営を維持していくためには、蔵書冊数だけではなく、施設面積や人員体制など、図書館全体のサービス水準の見直しを図っていく必要があると考えます。

一方で、人口減少が進む中であっても、図書館は情報提供や文化資料の保存、基礎的な学習機会の提供といった役割を果たすべきと考えています。人口規模に合わせて一律に蔵書を削減するのではなく、利用者ニーズと蔵書収蔵能力に基づき、厳選された蔵書の収集と管理を図りながら、市民の読書活動と生涯学習活動を支援できるよう努めてまいります。

図書館は、子供から大人まで全ての市民がいつでも気軽に利用できる場所であり、本を読むことは読解力や思考力が身につくだけではなく、想像力や集中力など生きていくために必要な力も生まれ、本市に住む人たちの社会的・精神的な健康が生き方を豊かにするウェルビーイングにもつながると考えています。

コロナ禍以降、非対面や外出控えの習慣が残るなど、市民の生活習慣にも変化が見られ、図書館の利用も減少傾向が続いている中で、子供たちへの読み聞かせや工作体験のほか、中高年齢層に向けた健康講座を新たに実施するなど、図書館への来館利用につながる取組を実施しています。

多様化する時代の中で、市民の読書活動と生涯学習における知の拠点としての機能を維持しながら、地域の交流の場として、人と人、人と情報を結びつけることができる施設として、適切な維持管理と効果的な情報発信に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 再質問いたします。

まず、サンライズの自主企画事業についてでありますけれども、例えば本市の受け止め方は解釈の仕方でいろいろ変わってくると思うのです。先ほど申しましたけれども、サンライズは当初出来上がってきたときのその目的ということは、ホール事業をまずするというを目的に造っているわけです。先ほどおっしゃいました運営管理については、それは確かにおっしゃるとおりだと受け止めます。その中にやはり、この解釈の仕方によって、この事業について営利を目的としているわけではないと私は受け取っておりますので、それであって利益を求めるといふ形であるのであれば、これは確かに今おっしゃるとおりの形で外してもいいと思っております。この事業をすることによって、どれだけ、例えば長所が活かされるのか、それでもって、どういうふうにしたら文化的なものについて拡大していくのかということも目的でやっているわけですから、これはちょっと、営利を目的とするということにとどまって解釈されることについては、いかがなものかと考えるところであります。まず、一つ目はそこあります。

これ、参考なのですけれども、やるのが今後、補助助成でもって補っていただけるということは大変理解にすることがありますけれども、この辺の今後の展開について、補助助成な

のか、それとも、指定管理の中に含めるのかというところを、今ここでどうのというお答えをいただかなくても結構ですので、考えていただきたいなというところでもあります。まず、サンライズのところについては、そういうことですね。

図書館の蔵書についてでありますけれども、先ほど、非常にこの役割を伺った中で、ここについて蔵書を保管したり管理することについて、やはり費用がかかるというお答えでありましたけれども、どんどん、どんどん増えていくわけでもないとは思うのですね。だから、この除籍するための選択というのは、どなたが選んで、誰が最終的に決裁するのかなというところをお尋ねしたいところでもあります。

前々から言っておりますけれども、本は宝だと思っておりますので、破損したり、もうこれは使えないというものについては、除籍してもいいと思います。でも、前回の答弁の中で、他の、例えば学校を含めた公共施設等含めて、欲しい方にも分けるということをやっていたと思うのですけれども、一回どこかに行ってしまうと、戻ってこないですね。今は廃版になった本だとか、非常に高価な本だとかいうのもあると思います。探せば、国会図書館やら北海道立図書館やら行けばあるのかもしれませんが、やはりその辺を選択することも踏まえて、年間1万冊から2万冊除籍するということと言われていましたけれども、その選択ってどなたがして、最終的に誰が決めるんでしょうかね。そこはちょっとお尋ねしたいところでもあります。

図書について、もうちょっと委員会のほうでも、それこそ利用頻度を上げるために何か策を講じて、もっともっと拡大していただければと思うのですけれども、その辺も含めて再質問いたします。

○議長（山居忠彰君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、サンライズの自主企画事業の部分についてはですけれども、以前、指定管理施設という形のものについては、直営の施設という形でサンライズホール実施してまいりました。この部分、私どもも指定管理という制度を活用しながら今現状、運営をしているわけでございますけれども、指定管理という制度の中で言えば、先ほどの答弁のほうで申し上げていたとおり、施設の基本的な維持管理的なもの、また、どういった部分をどういった形で指定管理をお願いしていくかという部分については、いわゆる業務の範囲という部分であったり、管理の基準という形を提示した上で、私ども指定管理者の皆様と協議し、対応している形になります。

今回その自主事業の部分につきましては、先ほど御答弁もさせていただきましたけれども、指定管理業務以外については、施設の管理、それから自主事業を区別して行うものという本来の趣旨に鑑みて、今回、指定管理業務から除外して対応させていただいているところでございます。

ただ、これまでサンライズホールで直営時に行っておりました、いわゆる体験型というアウトリーチ型の子ども芸術劇場という部分、こちらについては市の業務として、こちらは業務委託という形で対応していくということ、それから、鑑賞型、創造型と言われている事業につい

ては、こちらについては、団体の自主事業という形にはなりますけれども、こちらについては私ども芸術文化の振興策という部分では、公益上、必要であるという部分を判断いたしまして、このたび補助事業という形で位置づけて、これについては令和8年度から実施してまいりたいという考えでございます。それで御理解いただきたいなと思っているところでございます。

それから、図書館の蔵書の部分についてでございます。こちらについても、これまで私ども市のほうでも図書館の部分だけではなく、これまでのまちづくり懇談会等でも御説明してまいっておりますが、持続的なまちづくりを目指してという部分でいったときに、これまで財政上の問題もありつつですが、新たな課題として将来人口を見据えた中での対応が必要になるということで、こちらそういった将来的な人口の部分で踏まえた中で改善の視点に基づいて様々な見直しを行っているところでございます。

ただ、図書館の蔵書数に関連しては、将来人口推計に合わせた施策の対応というのは、少なからず必要だとは思いますが、新刊購入等々の一定程度の抑制ですとか、保管庫の状況だとか、そういった蔵書数の管理に努めるということは、一定程度やむを得ないという部分で考えているところではございます。ただ、これも答弁で申し上げておりますが、一律に将来人口に合わせて機械的に減らしていくという考えは持ってございません。蔵書数については、文科省の基準にも、あくまでこれ目安として人口に応じた最低限の蔵書数という形の目安として考えているところもございまして、蔵書数については利用者ニーズですとか、蔵書収納能力という部分を踏まえて、しっかりとこちらは厳正に管理してまいりたいという考えは持っています。

除籍をするための判断の部分ですとか、選定の部分なんですけれども、こちらにつきましては、毎年12月に図書館の中で一斉点検という形を行っております。その中で、先ほど申し上げました本の状況ですとか、重複しているような内容のものでしたとか、そういったものを踏まえて、除籍するべきもの、そうでないものという部分でしっかりと図書館サイドで確認を行っているところでございます。

それから、最後、除籍数に関して、誰が最終的に計画という形で決めていくのかというお話がございましたけれども、その部分については、先ほど、この部分は重ね重ねになってしまいますけれども、前回の予算審査の中でもお話にあった蔵書数の部分については、あくまで私ども目安という形で考えているものでございますので、必ずしも人口に合わせてその数にしななければならないという形では、単純に機械的に考えているものではないということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 蔵書につきましては、今後いろいろと個別に聞いていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

自主企画事業についてですけれども、ちょっと合点がいけないのは、例えば本来最初に何で指定管理にしたのというところから始まるとすると、基本的に行政側としてみたら、どこの指

定管理もそうなのかもしれませんが、直営でやるとやはり経費もかさむし、要するに、市の予算の中から少なくするために、恐らく指定管理ということを選んだんだと思います。単純に言うと、例えば1億円かかっていた事業を指定管理にするとやはり人件費含めて、経費的には大体通常であれば3割ぐらい、7,000万円ぐらいの予算でまかたするという考えだと私は思っていますけれども、それを考えたときに、例えば一般的な指定管理と別にこういったサンライズの自主事業については、今まで直営でやってきた中に、こういったホール事業があったわけですね。そこに関わった人たちというのは、今まで直営でやっていたから当然市の職員でありましょう。それを例えば指定管理料を削減して市全体の予算を削減するという考え方からいったら、そこから先ほど言った維持管理だけサンライズやるんだったら、本当に少人数で済みますよ。

ところがそこに、例えば舞台事業が出てくるから人数を確保しなきゃいけないことであるので、簡単に言うと、直営でやったら全然考え方が変わるのではないですかね。それを、例えば補助だとか助成でまかたすることにはならないと思います。だって、維持管理だけだったら、例えば3人で済む、2人で済む。でも、そこに、例えばホール事業が出てきたときには、やはり人数を増やしておかなきゃいけないですよ、それは委託であっても。となると、絶対量は必要なわけですから、それを独立させて自主事業だけ除くよとなったって、自主事業は絶対コスト高になるわけですよ。そこをちゃんと踏まえて考えるときには、今お話しして前向きに、例えば補助助成をいただけるという話は伺いましたけれども、それは100%ではないと思うので。でも、本来私が言っているのは、それをトータルして指定管理だという考え方は、なぜその前に一番当初の指定管理した理由からずっと段を追っていけば、そういった結論にはならないと思うのですけれども。

だから、そこら辺は見解の相違だと言われると、そのひと言で済むのでしょうかけれども、先ほど私の最初の質問の中で、ここを建設した目的というのは、あくまでホール事業をするため、そのそこを自主事業というのは、目標を達成するための、事業なんです。だから、通常でお話ししている指定管理の建物とか、管理運営だけするということとは別途に考えなければいけない私は思っています。

ここで、すぐ結論は出ないかもしれないですけれども、そういうことをよく考えていただいて、判断していただきたいと思うのですけれども、これ再々質問ですので最後と思いますけれども、この部分はぜひお聞きしたいと思っています。

○議長（山居忠彰君） 丸部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 再々質問にお答えいたします。

先ほども申し上げた部分ではございますけれども、もともとこの施設ができた部分で言えば、ホールの、当然公共施設、公の施設ということになりますから、まずそういった文化芸術的な事業を行う拠点の施設という大前提がまずあって、建設をし、また、その部分で行われるソフト事業、こちらのほうもセットで直営で実施したという経過がございます。この部分、指定

管理という形で今回お願いしている部分については、先ほど議員からお話があったとおり、全体的なコストの問題という部分は、これも指定管理の部分で言えば、適切に管理し、管理に当たっては民間の力を借りてという形になります、ノウハウを借りてということもございますので、そういった部分では、より効率的・効果的に行うという目的もあります。

それプラス、私どもサンライズホールは指定管理という部分でお願いしていく判断に当たった部分につきましては、これまでサンライズホールで行ってきた文化芸術に関するノウハウ、これを持続可能なものとして継承していくという部分の要素もございました。そういった部分で、当時、今指定管理者ということでお願いしています舞藝舎さんが団体を設立されて、そちら、舞藝舎さんのほうから指定管理のほうの申請をいただく形になりまして、今現在2回目の再指定ということを令和7年で実施したわけですけれども、現状に至っているところでございます。

そういった部分では、もともと最初の事業を実施した部分で言えば、ソフト事業的なもの、建物を建てて、その単純な維持管理だけではなく、本来やるべき事業ということで、ソフト事業も自主事業という形で実施してまいったこともあります。これについては、今現状、指定管理という形でお願いしている部分については、先ほども申し上げたとおり、自主事業と本来のホールの管理について、それは明確に分けて実施すべきだという、ここはガイドライン上も明確にうたっているところではございますので、その部分については、しっかりと明確に区分して指定管理を行っていただかなければならないという部分、これはございます。

ただ、私どもとしては、自主事業という部分に関しましては、先ほど申し上げたアウトリーチの子ども芸術劇場については、これは市の事業として実施すべきだという判断を持っておりますので、ここについては指定管理料から外してですけれども、業務委託料という形で適切な対応をしてまいりたいということ、それから、本来の鑑賞型と言われている部分については、こちらについては、あくまで団体さんのほうの事業という形になります。自主事業ですから、そういった形にはなりますけれども、一定程度こちらについては、公益上の観点からも必要なものということを勘案した中で、今年度からその部分については実施してまいりたいという形で考えているところでございますので、指定管理の制度上、考えたときにその部分については、明確に分けた中で対応していかなければならないものとは考えております。

ただ、こちらについても、当然、指定管理については、基本協定、それから年度協定という形で指定管理者の方々しっかりと協議しながら実施してまいっているところでございますので、その在り方についてもしっかりとこれからも協議しながら対応してまいりたいとは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 真保議員。

○9番（真保 誠君） 最後の質問ではないのですけれども、ガイドラインということで、本当にそれを盾にして行政側としてはおっしゃることが多いと思いますけれども、そこはもうちょっ

と臨機応変に、やはり解釈の中身で変えていくべきだと私は思います。コメントは要りませんが、けれども。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 事前通告に従いまして、質問いたします。

士別市職員ハラスメント防止等に関する要綱について質問いたします。

当市は、平成24年に士別市職員ハラスメント防止等に関する要綱を策定しています。庁舎内では周知された内容でしょうか、どのようなものなのでしょうか。国の取組で、労働施策総合推進法（パワハラ防止法）というのがあります。企業にパワハラ措置を義務づけている法律を指します。2022年4月には、労働施策総合推進法、通称パワハラ防止法が中小企業も義務化されることとなり、職場内のパワーハラスメント防止措置が全面施行となりました。

ハラスメントには、様々な種類があると社会で認知されています。パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、カスタマーハラスメント、マタニティハラスメントなどなど、私たちの世代にとっては、研修等の学ぶ場に積極的に参加する必要がありそうな片仮名言葉ばかりです。悪気がないから、酒の席だからと許されるものではないとの認識が広まりつつあります。

一方で、最近は何でもハラスメントと主張する人も増えているとも伺います。原因はそれぞれですが、職場への不満やコミュニケーション不足とも言われています。一定のルールに対する共通認識の確認が大切です。私が新卒で就職した当時の職場環境からは、想像もできない内容の数々です。

一方で、当時の考え方から、今は時代が変わったと認識する感覚は個人差があり、今後の課題でもあります。今後は、上司や職場の先輩、仲間からの正当な指導や指摘と、本人の性格的な受け取り方に課題がある場合との交通整理が必要です。

12月は、職場のハラスメント撲滅月間です。当市は、撲滅月間に係るイベントや啓発活動は計画されていますか。または、年間を通じて、どのような取組をされていますか。要綱ができて、有効に活用ができていないのか、改善されるべき課題は何なのか、常に検証が必要です。心が疲れ果て、仕事に対する意欲が低下し、転職も考えるようになってから相談窓口に来られては、時既に遅しです。絵に描いた餅になってしまいます。

当市は、職員研修を含め、どのような対応をされているのでしょうか。ハラスメントがあったと内部通報があった場合の具体的な対応をお知らせください。

気持ちが塞ぐような体験が重なると、自分が悪いからと、発信する意欲が湧かないものです。周りが早期に気づく態勢の環境整備はどのようにされていますか。困ったときには気軽に相談すべきと言われても、それが難しいのが現状です。そこを踏まえての対応が大切であると考えます。

当市職員には、労働組合もあり、仕事をする環境は他の事業所と比べ充実しています。それでも、最近には様々な理由から、定年退職を待たず離職される職員が複数名いると伺います。退

職理由は、個人的な問題でもありますが、その中にハラスメントが隠れてはいないでしょうか。

我が子が公務員となりほっとしたのもつかの間で、精神的に疲れ果て退職したとすれば、親の気持ちとしては、やり切れぬ思いが募ります。

言葉選びは大切なスキルです。昔からどこでもあったことだからとの考え方は、問題点を見落とすきっかけとなってしまいます。この点を踏まえて、当市の職場内におけるハラスメント対策についてのお考えを伺い、質問いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えいたします。

本市では、士別市職員のハラスメント防止等に関する要綱を定めて、職員が互いの人権を尊重し、健全な職場環境を確保するとともに、職場におけるハラスメントを防止し、ハラスメントに起因する問題が発生した場合の対応を明確化しています。

また、要綱では、良好な職場環境づくりに努める所属長の責務や相互の人権を尊重し、適切なコミュニケーションを図りながら職務を遂行する職員の責務を定めているほか、ハラスメントの問題に関して適切かつ効果的に対応するため、相談員及び苦情処理委員会を設置しております。

次に、職場のハラスメント撲滅月間における本市の取組についてです。

毎年ハラスメントに関する職員研修を実施しているほか、撲滅月間に合わせて厚生労働省が公表しているハラスメント対策の総合情報を全庁に周知いたしました。加えて、相談支援体制を強化し、より実効性を高めるため、防止要綱の見直しを行いました。

具体的には、ハラスメント行為の禁止と黙認の禁止を改めて明文化したほか、メールなど相談員への申出方法の追加や、被害者に限らず、被害を見て不快に感じる職員や指摘を受けた職員、相談を受けた者など、ハラスメントかどうか判断が難しい場合にあっては相談の申出ができるよう定め、未然防止の観点から、周囲が早期に気づき、対応できる体制を整備いたしました。

また、当事者間の関係改善の援助や被害者または行為者の配置換え、被害者の勤務条件上の不利益の回復など、被害者に対して最善の救済を与えるよう努めることを明確化したところであります。

内部通報があったときの具体的な対応につきましては、庁内の複数の相談員が相互に連携し、事実関係の調査を行い、問題の解決を図ります。また、解決が難しい場合には、引き続き総務部長を中心とした苦情処理委員会が対応に当たります。

次に、中途退職者の退職理由とハラスメントとの関係性についてです。

中途退職者には、全員から可能な限り退職理由の聞き取りを実施していますが、これまでハラスメントを理由とした退職者は把握していないところであり、そのような事態は決してあってはならないものと考えています。

ハラスメントは、個人としての尊厳や名誉を不当に傷つけ、仕事の意欲を低下させるととも

に職場環境の悪化により業務への支障が生じ、市民の信頼をも損ねるものであります。

法律に定められたハラスメントの定義は、法的に責任を問われるものであり、研修の実施や防止要綱の整備などの取組を通して、ハラスメントに対する理解を深め、日頃から予防策に講じることが重要と考えており、引き続き誰もがお互いを尊重し、働きやすい職場づくりを進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 「学び舎つくも」に市民が求めるもの。

以前、100歳を機に有名になられた双子姉妹のきんさんぎんさんは、ある取材で、テレビ出演等で得たお金を何に使うのかとの質問に老後のためと答えたと、ユーモアのセンスがさすがだとメディアの声があったと記憶しております。老後の捉え方は曖昧であり、自らが認める定義がないので先延ばしにしてしまいがちです。自身のこれまでの人生は、成長期があり、社会人、子供を育てる等の見本は身近に多くありました。現在の高齢者は、経験したことのない超高齢化社会です。私たち高齢者は初体験である未知の世界の入り口にいるのです。

一方で、社会的な責任を終え、やっと手に入れた宝物のような時間でもあります。老い支度や終活も大事ですが、楽しく有意義に自らの経験を生かした自由時間の使い方を学ぶ機会が必要です。

当市には、昭和45年に士別市九十九大学が設立され、多くの諸先輩が学び、楽しい学生生活を送っていたと伺っております。大正や昭和の初めに生まれ育った方々の青春時代は、命を大切に生き抜くことで精いっぱいだった方が多く、設立当初は年齢を重ね、役割としての仕事の第一線から退き、楽しい大学生活であったのではないかと考えております。時間経過とともにメンバー構成や育った時代に変化が起きていると考えます。時代背景に合った学び舎が、学び舎つくもの活動でしょう。時代の流れに合わせた体制の見直しと受け止めております。

公共施設最適化の事業見直しの中で、高齢者学習推進事業が、市の方針として見直しとなっております。これは、今後はさらに充実した活動が期待される事業としての見直しのはずです。登録者と参加者を増やす、または、内容の充実にはどのような計画をなさっているのでしょうか。

高齢者の定義は65歳です。現在は70歳まで、またはそれ以上に仕事を続けられる方、仕事をしなければ生活が成り立たないと感じている方もいます。ある日突然高齢者になるわけではないのに、自分事としての準備は先延ばししがちです。

60歳、70歳代は親の介護もあります。子供が成長しても助けが必要な場合もあります。子供との距離の取り方や、今後は結婚しない、または子供を持たない選択をする多くの人が高齢者となります。

何をするにも書類や契約書が必要です。若いときには、周りを見渡せば保証人になってくれる人もいます。高齢者同士となれば、親類、友人であっても難しい場合が想定されます。家族

がいても、自らの人生の方向性は、自分の気持ちを全うしたいものです。病気になったとき、施設に入所するときも、家族がいる人よりも知識と意思表示を事前に行う必要性は高いものです。

学び舎つくもは、時代に即した高齢者学習推進事業であるはずですが。趣旨は、集い・学び・交流を通して高齢者の生きがいを推進するとともに、同世代の広いつながりを構築することを目的として実施するとあります。

高齢化率の高い当市にあって、令和3年の登録者は81人、令和4年、5年、6年とほぼ変わらずですが、令和7年度は68人と減っております。参加者は、令和3年から6年までは30人以上をキープしていますが、今年度は途中ではありますが、26.47人となっております、どのように分析をされているのでしょうか。

令和7年4月に行われたアンケートの集計結果の回答率は45.6%、高齢者は文字を読むのも書くのも面倒に感じるものです。これは聞き取りも含めた数値なのでしょうか。令和6年度の講座に対する自由な意見をどのように生かした今年度の計画なのでしょうか。

予算の中で計画するのは、大変な作業だと思います。

持家であれば、冬期間の除雪が難しい場合や、家族構成の変化で大きな家を今後も維持するかどうか、なぜいまだに多くの方が特殊詐欺にだまされてしまうのか。年金はいつから受給するのがお得なのか。年金受給については、仕事を続けているときに学ぶべき課題です。

今は夫婦共働きが普通となりましたが、遺族年金の仕組みはどうなのか、病気になったとき治療に関する選択肢があれば、どういった相談窓口があり、治療にはお金がどの程度かかるのか、申請すれば減免もあるのか、聞いたことのない病気が多くある現実に驚き、難病指定かどうかで、治療費や薬代に大きな差が出るのは知らないで驚きの連続です。

若い人はスマホで簡単に検索しますが、私たちは一度見ても聞いても忘れてしまうものです。

以前は、がんと言えば死を意識した時代もありました。現在は、二人に一人が罹患すると言われ、治療方法は多岐にわたり、選択肢は本人や家族の意見も尊重されます。

配偶者に先立たれ、パソコンの中に何が入っているのか知らず、故人は投資していたようだが、遺族は見たことも聞いたこともなければ、誰に相談してよいのかも分かりません。

今後は、籍を入れない事実婚に関する知識もあれば役立つこともありそうです。

予算に限りがあっても、人口減少が続く当市においても魅力的な講座に内容にすることは可能と考えます。

高齢化率が高い当市だからこそできる今後の取組計画について伺い、質問いたします。

(降壇)

○議長（山居忠彰君） 丸生涯学習部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

高齢者学習推進事業を行っている学び舎つくもは、令和3年度に士別市九十九大学から事業内容を引き継ぎ、リニューアルされた事業です。

この学び舎つくもに至った経緯といたしましては、その当時の九十九大学に参加する方からの御意見では、大学だから敷居が高いイメージがある、大学形式では出席しなければならないといった義務感があり、一般的な高齢者にとっては窮屈に感じる。九十九大学の自治会役員をしなければならない。九十九大学に魅力を感じるの、みんなと集まれる場所があるということといった様々な御意見をいただく中で、年々新規入学者が減少し事業の継続性に課題が生じたことから、大学形式での運用方法から、参加者のニーズに沿った、気軽にいつでも参加が可能な受講方式である現在の学び舎つくもの形式に変更してきたところです。

次に、今後の高齢者学習推進事業学び舎つくもについてのお尋ねについてです。

この間の事務事業アセスメントでは、令和8年度からこれまでの年間講座数30講座から20講座程度へ厳選することで、多様なニーズに対応がしていけるよう事業の見直しについて検討してまいりました。本事業は、高齢者世代に対する貴重な教育提供の場であり、時代に即した情報提供の場でもあるほか、同世代にとってのコミュニケーション形成の一助となっており、生涯学習を推進していく上で重要な事業の一つとなっています。

これまでのプログラムでは、講演・講話が主となり、市内講師を先行的に登用しておりましたが、新年度に向けては時代の変化に対応した講座を提供していけるよう、市外講師の積極的な活用や、市内外での体験型講座もより多く組み込むことなど検討をしているところです。

また、学び舎つくもに参加された方々で行われている自主活動に対する支援につきましても、これまで同様、充実させていきたいと考えているところです。

次に、参加者減の要因とアンケートについてです。

令和7年度事業におきましては、過去からの継続登録者数が減少し、新規登録者が1名と低調であったため、各講座への参加者数に影響が生じたもので、各個人の生活態様の変化などから減少傾向に推移したものと考えております。

このほか、事業の実施に当たっては、受講者ニーズ把握のため、例年、年度当初にアンケート用紙やインターネットフォームを用いて参加者アンケートを行い、参加者からの直接的な聞き取り作業は行ってはおりませんが、いただいた意見を事務局内で検討し、可能なものについてはプログラムに採用しているところです。

また、これまで参加された方々からの御意見の中には、自らの日常生活の向上につながった、これからも質の高い講座に期待するといった御意見も寄せられているところです。

今後とも、この学び舎つくもについては、人口減少や高齢化が進む中ではありますが、お話にあった高齢期の医療に関することとか、高齢期のライフプランなどといった受講者一人一人の多様なニーズに応えていけるよう、時代の変化に合った事業の展開に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁とします。 （降壇）

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 時代の流れに合った学び舎つくもに変えたということで、皆さんの御意見を伺いながら変換したのにもかかわらず、参加者が減って今年度は1名ということでしたか。

ということで、やはり皆さんの御意見がなかなかうまく反映されていない現状があるのかなと思うのですが、その辺りはどのようにお考えなのか。あと、30講座から20講座に減ったというのは、参加者のお声を伺ってなのでしょうか。私は減って全然いいと思うのですが、その辺りも声が反映されてのことなのかということと、あと、質問のアンケートに対して、ネットでの回答というのは、とても今どきでよいかとは思われるのですが、ただ聞いて、ネットでも回答できますよという方法だったのか、ネットで回答するのに心配のある方はお手伝いもしますよという形のアンケートの取り方だったのかということに関して、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 丸部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、一つ目でございますが、今回の年度途中でございますけれども、参加者数の関係でございます。こちらにつきましては、先ほどの御答弁に申し上げたところでございますが、令和7年度事業についてですけれども、これまで続けていらっしゃった方が、登録者数が多く減少してしまいました。その一方で、新規の登録者数が1名ということで、今の現時点では、人数的に辞められる方のほうが非常に多かったということで、今回のようなパーセンテージの状況になっているところでございます。

こちら各講座の参加者数、そういった部分で減少になってしまったという部分、数的な部分での問題もありますが、先ほども御答弁させていただいたとおり、これは来年度も含めてですけれども、受講者の皆様方のニーズ等のできる限り御希望に沿った内容、また必要とされる内容については、内部でも協議した中で受講のタイトルについては検討していきたいということで考えているところでございます。

それから、アセスメントの関係で見直しという形で当事業、考えております。この部分で、先ほど申し上げたように30講座から20講座にということで、減るような形では考えておりますが、この部分では、これまでも様々なものを提供してきたわけでございますけれども、やはり先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、受講者の方のニーズですとか考え方、また、必要な部分を聴取しながら、これまでよりも、より一層質を高めていきたいという部分も考えておまして、20講座に厳選していく中で、取組としては検討しているということでございます。

それから、最後、アンケートの関連で、インターネット環境を使った中で回答しているという部分も御答弁させていただいたところですが、この部分については、当然通常の紙ベースでのアンケートという部分も併せて実施しているところでございます。中には、受講者の方々は、様々な、スマホのアプリとかも受講者間でいろいろ共有しながら、様々なものを扱っていらっしゃる方も多く出てきている現状もございます。

ただ、確かに中にはそういった部分があまり得意ではない方も一定程度いらっしゃいますので、そういった方については、私ども事務局サイドとしても、丁寧な形で対応してまいりたい

と思いますし、一方でそういう紙ベースでの聞き取り等も含めて、今後とも実施してまいりたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 今回の質問をさせていただくに当たりまして、学び舎つくもに参加させていただきまして、大変すばらしい事業だなと思ったところです。今後、私は対象にも当然なりますので、続けて参加させていただきたいと思ったのですが、一点、PRの仕方がちょっとあまりうまくないのかなと思ったところです。お役所の仕事のあるあるのかなという、もうちょっと上手なPRの仕方をするとう人が集まるのかなと思ったのが実感なのと、あと、もう一つ伺いたいのは、厳選して30から20になって、市内の講師、市外の講師の方ということで、遠くから講師をお呼びすれば交通費がかかったり、いろいろ謝礼等も高くつく場合もあるかと思うのですが、市の中の事業の中で連携できるようなところが私はあるのではないかと考えております。子供さんと一緒に、スマホでしたら高校生の方と一緒に学んだりとか、今日も新聞に載ってございましたけれども、特殊詐欺の関係は消費者協会さんも熱心に取り扱われておりますので、一緒に連携してお金を出し合っという方法は今後、可能性としてはあるのかということについて伺い、質問いたします。

○議長（山居忠彰君） 丸部長。

○生涯学習部長（丸 徹也君） 再々質問にお答えいたします。

まず、PRの仕方についてでございます。

この部分、私どももできる限りホームページ上での周知であったり、当然、受講者の方々のほうにもお願いしながら、口コミというんでしょうか、そういった部分も含めて実施はしているところでございますが、既に先ほど答弁させていただいた部分も関連してはなりませんけれども、辞めていかれた方が多かった一方で、新規で加入されている方がちょっと少なかったという実情もございますので、そういった部分については、御指摘のあった部分について、より丁寧に、また、この学び舎つくもに興味を持っていただけるような形でもっとしっかりとPRについては努めてまいりたいと思っております。

それから、2点目の市の中、外の部分を含めてでしょうけれども、各団体さん等々の連携によって、事業展開、そういった部分できないかという部分でございます。

こちらについても、これまでも条件的なものが合えば、当然、市の中の行政上の横の連携ですとか、また、先ほどお話ありましたけれども、消費者協会さんですとか、そういった部分、連携を取って対応してきた実績もこれまででございます。そういった部分については、これまでどおり情報をしっかりと共有する中で、また、受講者の皆様方の求める部分について、他課、または他の団体と合致するようなものがあれば、そういった部分は積極的に実施してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山居忠彰君） 11番 中山義隆議員。

○11番（中山義隆君）（登壇） 第4回定例会一般質問について、士別市農業・農村活性化計画について。

士別市における令和4年、2022年から令和7年、2025年の第4次計画食料・農業・農村基本計画及び北海道農業・農村振興推進計画の成果と課題についてを題といたします。

第3回定例会での渡辺市長の所信表明において、4年前の市長に就任してから激動の歳月で多くの変化と挑戦が続き、日常生活を大きく変える燃料価格の高騰、物価コストの増加で、農業に対しても肥料や飼料をはじめとする生産資材の高騰、さらに円高も加わり、本市の基幹産業である農業経営を直撃し、大変な時期でしたことの説明。また、2期目の表明の柱では、8つの柱を挙げられ、その中で農業に関しての柱では、本市の基幹産業農業への課題、農家戸数の減少や従事者の高齢化、慢性的な担い手、後継者不足で経営形態が大きく変化している状況です。

そこで、本市の活性化計画において、計画の基本目標を持続可能な生産体制の確立として、4つの柱として、人づくり・農村づくり・土づくり・収量アップが挙げられています。計画期間での成果として、どのように本市が力を入れて達成できたかをお伺いいたします。

この計画は、作付面積や作付状況、作物などについては、6年前の資料で始まり、現在とは異なる部分があり、本来の資料としては難しいものがありますが、令和4年から令和7年までの数値目標として、持続可能な生産体制の確立を達成するための数値目標では、新規就農者確保数が本当に確保されたのか、排水性向上対策、暗渠施工は計画期間内に達成できたのか。また、土づくり対策では、堆肥・緑肥施用面積は達成できたのか。また、種子馬鈴薯採取・採取圃設置事業は達成できたのか。また、GPSガイダンス活用面積は達成できたのか。また、主な関連事業として、農村づくりの柱として、多面的機能支払事業は共同で取り組む地域活動へ交付できたのか。

人づくりに対して4項目、農村づくりに対しては2項目、土づくりに対しては4項目、また、収量アップには10項目、これらの関連事業の達成状況をお伺いいたします。

そこで、豊かな魅力ある農村を目指し、国の改正基本法に基づく食料・農業・農村基本計画や北海道農業・農村振興推進計画などを踏まえ、本市の第5次士別市農業・農村活性化計画で、農業振興を進めるとされています。実現に向けての施策として、農業生産基盤整理の強化、さらに、士別市農業・農村担い手支援規制や国の支援制度の活用により、担い手の確保・育成を進めるには、具体的に本市が力を入れ、進めるのかお伺いいたします。

また、特産品の開発や付加価値向上についても、関係機関との協議・検討されているようですが、具体的に予算づけまでの考えをお伺いいたします。

次に、国の改正基本法に基づく令和7年4月11日に閣議決定された新たな食料・農業・農村基本計画において、食料安全保障の確保で農業の持続的な発展として、食料の安定的な供給から3つの附帯的内容として、国内の農業生産の増大、食料自給力の確保、その中で農地・人・

技術・生産資材・目標農地の確保面積として412万ヘクタール、サステナブルな農業構想で49歳以下の担い手数を2023年水準で4.8万を維持、生産性向上として労働生産性・土地生産性を見て、1K当たり生産量を1.8倍、生産コストの低減として、米1俵当たりの生産量15ヘクタール以上の経営体で1万1,350円から9,500円を目標とされている。

そこで、本市が国の政策を重視しながら進めるのは、本市本来の農業が持続されるのかお伺いいたします。

米の高騰価格における農地総量の確保、サステナブルな農業構想の構築、生産性の根本的な向上による食料自給力の確保。そうした中で、水田を対象として支援する水田活用直接支払交付金の作物ごとの生産性向上等への支援へ転換し、水田政策を令和9年度から根本的に見直し。低コスト生産で輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外向け需要拡大を推進し、米輸出のさらなる拡大。規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、農地・水を確保するとともに、地域計画に基づく担い手への農地の集積・集約化を推進。親元就農や雇用就農の推進により、49歳以下の担い手を確保するサステナブル農業構想の構築。生産コストの低減、農地の大区画化、情報通信環境の整備、スマート農業技術の導入、DXの推進、農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進。国内の資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進し、生産資材の安定的な供給を確保など、食料安全保障を実現する観点から、初動5年は農業の構造転換を集中的に推し進めることになった。

このことについて、本市の第5次士別市農業・農村基本計画にどのように当てはめて計画を組み立てるのかをお伺いいたします。

さらに、第7期北海道農業・農村振興推進計画素案の概要としては、本道農業・農村を取り巻く社会情勢、本道農業・農村の動向と将来の展望、本道農業・農村の潜在力、本道農業・農村の役割が挙げられています。

その中で、本道農業・農村の動向と将来展望について、本市の考えや動向予測の展望をお聞きます。また、酪農・畜産についても、クラスター事業や持続可能についての本市の考えをお伺いいたします。

国や道の動向を注視し、本市の農業や酪農・畜産を持続することのできるパイプ役の市長の御意見もお伺いしたいと思います。

以上をもって、質問とさせていただきます。 （降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えします。

初めに、第4次士別市農業・農村活性化計画の成果と達成状況についてです。

現計画は、持続可能な生産体制の確立を目指すため、人づくり、農村づくり、土づくり、収量アップの4つの柱に据えて、各種施策を推進しています。

人づくりの取組としては、農業の担い手育成を図るため、農業・農村担い手支援規則に基づ

く各種支援を実施したほか、新規参入者の確保に向けて、就農相談会への参加や道内大学等でのPR活動を実施しました。

また、地区の受入れ体制構築に向けて、農業者やJA北ひびき、普及センターなどの関係機関と連携し、就農研修者を受け入れるための体制を整備したところです。

農村づくりにおいては、国の制度を活用し、各地区で多面的機能の維持に関する共同取組活動などを推進しました。

土づくり、収量アップでは、寒冷地における基幹作物であり輪作体制に欠かせない甜菜などの生産振興、道営中士別地区土地改良事業、畜産担い手育成総合整備事業による基盤整備を基本に、農作業の効率化と省力化を図るため、関係団体と連携し、各事業の円滑な推進に努めてきました。

さらに、有害鳥獣による食害防止のほか、中山間地域等直接支払交付金を活用し、安全で良質な農産物の安定生産と収量、品質の向上を目指して、暗渠排水管敷設事業や堆肥使用などの取組を総合的に推進してきたところです。

こうした中、持続可能な生産体制の確立を達成するため、全4項目の数値目標を掲げています。現在も計画期間内ではありますが、数値目標の達成状況については、新規就農者確保数及びGPSガイダンス活用面積については目標値を達成する見込みとなっており、土づくり対策については、目標値をおおむね達成する見込みです。

一方で、排水性向上対策については、近年の物価高騰により工事費が増加傾向にあり、排水対策の取組が減少傾向であることから、目標値を下回る見込みとなっています。

そこで、各種施策の達成状況についてです。

現計画では、推進事項として全15項目の関連する主な取組として全50項目を掲げており、毎年評価を行っています。評価方法としては、事業実施状況や担当課としての判断、さらには、今後に向けた課題及び改善点等を踏まえ、A評価は実施、B評価はおおむね実施、C評価は一部実施、D評価は未実施の4つの区分で評価を行い、農業・農村活性化審議会で検証をしています。

評価結果については、令和6年度末でA評価が9割、B評価が1割であり、全体的には達成できたものと捉えており、関連事業においても同様の評価と考えています。

また、関連事業の一つであります多面的機能支払事業の交付金は、市を通して14の活動組織に適切に交付されています。

次に、担い手の確保・育成についてです。

本市では、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農家戸数や農業人口の減少、農村環境や地域コミュニティの維持、遊休農地の発生も懸念されており、農業の維持的な発展にとって大きな課題となっています。

こうした状況を踏まえ、将来の担い手確保に向けて、新規就農者支援や支援体制の整備を進めており、今後においても担い手の確保・育成を重点施策として捉え、継続して進めていく考

えです。

特に、特産品の開発や付加価値向上に向けた取組についてです。

本年第3回定例会において、大西議員の一般質問にお答えしたとおり、8年度は庁内や関係団体などとの協議・検討、さらには、他自治体の取組事例などの情報収集を行い、今後の方向性を見極めた上で、9年度以降の取組において助成制度を構築するなど、検討を進めながらニーズの高い特産品の開発と本市のPR、そして全国から応援されるまちを目指していく考えです。

次に、国の政策を重視した本市農業の持続についてです。

国の新たな食料・農業・農村基本計画は、食料・農業・農村を維持・発展させるための施策の方向性を具体化したものであり、本市としてもこれらを十分に踏まえながら施策を展開します。

一方で、本市の農業が長年培ってきた特徴や強み、地域の実情は、国の政策だけでは十分に反映されない部分もあります。このことから、本市では国の制度や支援を最大限活用しつつ、地域特性に応じた本市独自の取組を組み合わせながら、地域農業の持続に努める考えです。

次に、第5次士別市農業・農村活性化計画の策定についてです。

計画の策定に当たっては、現計画の検証と国や道の計画等を踏まえ、本市の実態に即したものと考える考えです。本計画では、基本目標に豊かで魅力ある農業・農村を目指して、を挙げ、持続可能で、地域に根差した農業の持続的な発展と、活力にあふれた豊かで住みよい農村の創造を通じて、次世代に誇れる魅力ある農業・農村の実現を図ることとしています。

また、現計画では4つの施策の柱としていましたが、これらを一括集約し、人づくり、土づくり、持続可能な生産体制の3の柱を重点項目に設定しました。さらに、各項目に推進事項を設けながら、主な取組を進める考えです。

また、数値目標については、現在策定中の士別市まちづくり総合計画の農業分野で掲げた内容との整合を図りながら、盛り込む項目を精査したところです。

第5次計画の策定については、本年11月に農業・農村活性化審議会を開催し、計画の内容について協議をいただき、12月からは各地区において、農業者等を対象に意見交換会を実施しています。そこで寄せられた意見を踏まえ、来年1月のパブリックコメント実施後、再度、審議会の協議を行う中で、8年3月の策定を目指します。

次に、第7期北海道農業・農村振興推進計画における本市の考え方と展望についてです。

本市農業をめぐる情勢については、全道各地の自治体と同様に、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進み、集落機能や労働力に影響を及ぼしています。加えて、経営規模の拡大や生産性は向上しているものの、物価高騰による資材高騰、病虫害や有害鳥獣被害への対応が求められ、農畜産物の安定供給と自然環境の保全の持続に関しても課題となっています。

このような状況の中、地域の自然条件を最大限に生かし、収益性の高い農業を継続的に発展させながら、豊かな農村環境を次世代へと引き継いでいくことが必要であると考えています。

また、酪農・畜産における安全・安心で良質な畜産物の安定供給と経営の安定化を図るためには、畜産クラスター関連事業などとの各種事業を活用した施設や計画的な飼料基盤の整備等を実施し、収益性の向上を図ることも重要と捉えています。

このような考えの下、第5次士別市農業・農村活性化計画を基本として、次世代の農業者をはじめ、多様な担い手がそれぞれの強みを生かしながら活躍し、従来から持つ農村の潜在力を発揮することで、安全安心な食の安定供給や豊かな農村景観の保全を図り、地域経済を支える力強い農業の確立を目指してまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○11番（中山義隆君） いろいろな計画の中で、これから予算も組まれるかなとは思いますが、やはり、生産性向上を上げるための土地改良区画整備事業については、私も経験上、かなり収益を上げられるなど。それと、労働力の確保やなんかできるなどとは思っているんですが、担い手となる人の育成について、やはり本市がもう少し力を入れて、残っていただける人材を確保するのが第一条件かなとは思っております。それに加えて、同時に区画整備、土地整備、それを行っていくことが第一条件かなとは思っております。それについて、もう少し詳しく聞きたいと思っております。

また、計画事業の中でも馬鈴薯についてなんですが、現場の種子の補助金についてなんですけれども、種子の補助金を出していますが、現場に行きますと、その補助金もしかり、やはり、事業を行う時点での農薬の散布について、やはりかなりの労力を要すると。それと、採取、病気の抜取り、それに対して労力を確保しなければならない。そういった中で、少なくとも労働的に補助できないことなどから、その少しでも人件費の賄える、また、農薬の賄える、そういう予算も組んでいただければと、予算の中で思っている声も上がっているところで、そこら辺のお考えもお聞きしたいと思えます。

あと、さらにもう一つ、12月3日の農業新聞に書いてあったんですが、畜産クラスター事業についても再検討するという具合に書かれておりました。それはなぜかという、やはり農水省も酪農畜産農家の収容性を高めるためとして、酪農分野の制限、今まで制限があったことを外して、牛舎整備事業や機械導入時に対する頭数の制限があったらしいんですが、それを除外すると、外すという計画に至っているということなんですけれども、このことについて、いち早くやはり本市が携わっていかなければ、今の酪農・畜産についてでも戸数が年々減少していることから、そこら辺の力の入れ具合の度合いをお聞きしたいと思ひまして、再質問とさせていただきます。

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 再質問にお答えいたします。

今、中山議員のほうから土地改良ですとか、担い手づくり、そういったものが非常に重要だというお話がありました。今、第5次農業・農村活性化計画を策定中でありますけれども、議

員のおっしゃるとおり、重要施策としましては、人づくりというところを重点に置きながら、また、総合計画のKGIにつきましても、人づくりの部分を掲げて農業の振興を進めていきたいと考えています。

生産者がいないと農作物は育ちませんし、基幹産業であります士別市の農業も衰退していくということでもありますので、その部分に対する支援策等も今後充足するような形で考えていきたいと考えています。

また、馬鈴薯の話もございました。現在、病虫害防除の対応につきましても、北海道農業改良普及協会が発行しています北海道農業生産技術体系によるもので、生食用については7回、それと種子馬鈴薯については10回を行うようなことで指針が出ています。本市もこの部分に合わせて各生産者が対応を取っているところでもあります。そういったものへの助成ですとか、対応をというお話でありましたけれども、現時点ではこのような除害に対しての助成は予定はしていないところでもありますけれども、本市としましては、令和4年度より種子馬鈴薯生産者の増加を目的としながら、新規の生産者に対して3年間に限り購入価格に対する補助の拡充を行ってきているところです。馬鈴薯の安定的な生産振興を図るためにも、馬鈴薯の生産支援について今後も検討し、JA北ひびきとの連携、そして馬鈴薯生産者の確保を図れるように努めていきたいと考えています。

また、酪農のクラスターの話もございました。情報的なものも、農業新聞を私たちが拝読しながら情報収集にかかっているところです。これまでも本市で制定しています畜産酪農収益力強化総合対策基金等事業、畜産酪農収益力強化整備等特別対策事業というもので、施設の整備事業ですとか、機械の導入事業について助成を行ってきています。このような取組も国の指針も踏まえながら、充足するようなことを検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 中山議員。

○11番（中山義隆君） また、市長からも部長からも回答いただきましたので、また私も地元に戻りながら、そういう形で進めていきたいと思えます。

ともあれ、やはり上に向かって言える立場ということで、市長や何か、そういう場を体験できると思えますけれども、それ以上に、やはり士別市の現場を一度、部長も現場を見ていただければ、僕は一番いいかなと思っているので、最後にそれを伝えて終わります。

○議長（山居忠彰君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

---

（午後 0時04分休憩）

（午後 1時30分再開）

---

○議長（山居忠彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 今年、水稻について、うるち・もち米とも生産量が平年並みあるいはそれ以上の結果でありました。価格も御承知のとおり高値で推移しているところから、生産者の所得や生産費の確保ができることがはっきりしております。

しかし一方で、消費者価格の高騰が続いているところから、このままでは消費者の米離れが大いに心配されるところであります。

一方、畑作については、高温と雨不足などもあって、作物によっては十分な生産量と品質に課題が残った年でありました。

いずれにしても、農業は本市の基幹産業であります。気象条件と生産物の流通の結果を受けることから、国及び道と連携を密にしながら、しっかり本市農業を下支えする必要があると思っております。この点も含めて、特に市長をお願いをしておきたいと思えます。

それでは、通告のとおり、市民の皆さんの生活に直結することが多い令和8年度予算の基本方針についてと、もう1点は、市民の憩いの場ともなっている、入浴施設「ぷらっと」に対する本市としての現状認識などについて質問をいたします。

最初に、令和8年度予算の基本方針についてであります。

市長は、令和7年11月5日付で、職員に対して令和8年度予算編成の方針を示されました。その中で、令和8年度は第2次まちづくり総合計画がスタートする年であり、未来への投資や新たな取組を推進していくためにも、公共施設や事務事業のダウンサイジングを進めていく必要があり、物価高騰や人件費上昇の対応など、厳しい予算編成が想定されると思っております。

また、単なる削減や節約に偏ることなく、まちの魅力向上や未来への希望につなげる視点を持つことが重要であり、合理化やコスト削減といった安定を目指す取組の一方で、新しい価値の創造や未来を切り開く投資などの挑戦的な取組を一体的に進めることで、市民が豊かに、いつまでも安心して暮らせるまちの実現を目指した予算編成を進めるとの考えを述べております。

特に、方針の中で、単なる削減や節約に偏ることなく、まちの魅力向上や将来への希望につなげる視点を持つことが重要としており、その一方では、財政の持続可能性を確保するための合理化やコスト削減といった安定を目指す取組を行うとも述べております。

前年度の予算編成方針でも触れられていますが、行政機能のダウンサイジングと安定した市民サービスの提供との両立をさせた取組を行う、この考え方を実現させるためには、言うまでもなく、市民と真摯に向き合い、丁寧な対話を行って、多くの市民から一定の理解を得ることが極めて重要なことではないでしょうか。

そこで、基本方針の安心できる暮らしと活力ある地域経済の創造の中で、循環型経済を推進し、地域全体を活性化するためのあらゆる手法を検討することを求めています。これは、市長の1期目を実施した市内でお金の流れを生産・分配・支出の3面で可視化することで、市内経済の全体像と、市内からのお金の流入を把握することを目的とした地域経済循環分析の結

果を基本とした考え方なのか、併せて推進するためにどのような施策を想定しているのか、イメージでも結構ですので、その考え方をお聞かせください。

次に、未来へつながる行財政運営の推進で、市民サービス全体を時代の変化や人口の減少に見合ったものに導くとしていますが、この導くための進め方や具体的な取組内容を伺います。

次に、業務改革の推進と職員定数の適正化の中で、業務のスリム化と職員の確保・育成を同時に推進するとしていますが、令和8年度からの計画実行を予定している行財政運営方針・推進プランの中で具体的に示されるかもしれませんが、目標達成に向けて組織機構の見直しも含めた具体的な実行手段と、目指す効果をどのように捉えているのか伺って、この質問を取りあえず終わります。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えします。

初めに、私から安心できる暮らしと活力ある地域経済の創造について答弁申し上げ、未来へつながる行財政運営の推進と、業務のスリム化、職員の確保・育成については、副市長から答弁申し上げます。

地域経済の創造の考え方については、市内で稼いだ所得が市内で循環しにくい構造であることが示された地域経済循環分析の結果を踏まえ、2期目の政策方針に掲げたサフォークポイントの活用を含めた循環型経済を推進し、市内経済の活性化を目指すものです。この循環型経済の推進を見据えた施策については、これまで一つの手段として、地域通貨の導入を検討してまいりましたが、本年第1回定例会で真保議員に御答弁申し上げたとおり、物価高騰などにより市内経済が逼迫する状況や、システム導入コスト、維持コストなど様々な課題を背景に、現段階では調査・研究も含め、見送っているところです。

まずは現状において進めることは、地元消費の意識醸成を図り、行動変容につなげていくことが大切であると認識をしています。このことから、循環型経済の推進に向けた施策の一環として、次年度からまちなか交流プラザを拠点としたにぎわいを創出する事業を実施し、市内消費へのきっかけづくりに取り組むものです。

また、サフォークポイントの活用についても、引き続き地域循環型住まいづくり促進事業と地域循環型住宅リフォーム促進事業での活用を行うとともに、中小企業振興条例の商店街活性化事業によるイベントでの活用も主催団体等に検討いただきながら、市内経済活性化や市民の市内消費の意識醸成を推進し、循環型経済を目指していく考えです。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） 私から、未来へつながる行財政運営の推進と業務のスリム化、職員の確保・育成についてお答えします。

初めに、未来へつながる行財政運営の推進についてです。

本方針の中で、市民サービス全体を時代の変化や人口の減少に見合ったものに導くと表現し

ていますが、これは、市が市民サービスの方向性を一方的に決めて強制するという意味ではありません。社会の変化や人口減少といった課題を踏まえ、市民の皆様とともにサービスの在り方を検討し、よりよい方向へ調整していくという趣旨であり、こうした考え方は、後段で述べているとおり、市民の視点を大切にし、十分な対話を重ねながら進める共創のまちづくりにつながるものです。

また、これと同時に新たなチャレンジや地域の魅力強化などの施策を一体的に推進するという考え方も示しており、具体的な進め方や取組内容については、今後の予算編成過程において、より精査し、検討を深めてまいります。

次に、業務のスリム化と職員の確保・育成の推進についてです。

現在策定を進めている行財政運営方針では、人口減少や若年層の労働力人口の減少など社会情勢の変化に対応していくため、財政健全化実行計画で期間を延長した令和18年の定員の目標値を見直し、16年4月1日の職員数を現在から40人少ない265人とする将来指標を定めることとしています。

こうしたことから、業務のスリム化と職員定数の適正化、職員の確保・育成は将来を見据えて同時並行して進める必要があるため、これらの具体的な取組は、行財政運営方針の策定と並行して検討を進めているところです。

現時点では、総務省の地域情報化アドバイザー制度を活用し、多角的な視点から業務フローの見直しを行うほか、電子文書管理によるデジタル化を基本とした働き方への転換や、AI活用戦略の策定により、先進技術を最大限活用した業務イノベーションなどの取組を検討しています。

また、上川管内23市町村と総合振興局で発足した上川管内地域連携共創推進会議による事務の地域間連携についても協議を進める考えです。

組織機構については、限られた職員数の中で、複雑化・多様化する行政課題に対応するため、行政需要に応じた柔軟かつ効率的な組織体制への変革とスリム化を進める必要があります。そのため、状況に応じた最適な組織運営を図り、迅速かつ的確に最大限の効果を発揮できるよう、組織改革と定員マネジメントを検討する考えです。

職員の確保・育成に向けては、本年4月に改訂した人材育成確保基本方針を基本に、人事評価制度や職員研修を通じた人材育成に引き続き取り組むほか、職場内のジョブトレーニングや施策形成を通じた次世代のDXリーダーの育成に重点的に取り組む考えです。

また、採用試験の早期化やインターンシップ、職場見学の拡大など、可能な限り就職を希望する学生とのミスマッチを解消し、本市の魅力を積極的に発信する中で、将来を担う人材の新たな確保策の導入を目指します。

これらの取組を推進プランに掲げ、全庁が一丸となって果敢に取り組むことで、行政コストの縮減とともに、限られた職員数の中でも複雑かつ多様化する行政課題に対応し、必要な行政サービスを安定的かつ確実に提供していくための基盤の構築と組織の持続可能性の確保を目指

し、取組を進めます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それでは、再質問で何点か伺います。

まず、循環型経済ですけれども、市長の答弁にあったように、地域通貨については現段階では見送るという話を表明しております。これは承知しておりますが、これはいずれ、少なくとも市長の任期中にこの地域通貨について検討を始めるのか、実施をするのか、その辺をまず確認させていただきたいと思います。

それから、もう一つは、まちなか交流プラザを中心に市内の購買力を高めるということでありまけれども、これは交流プラザを中心として購買力を高める具体的な取組の内容について、教えていただきたいと思います。

それから、導くとありますけれども、これはあくまでも市民サービスの在り方を強制するものではないということでありまけれども、導くというのは、誘導する、いろんな意味があるのですが、これは誤解を招くのではないのでしょうか。この表現が正しいのかどうか、改めてお聞きしたいと思います。

それから、職員数の削減に関連して、これは適正な職員数とは、今何を根拠にしてどういうふうに考えているのか、改めてお聞きしたいと思います。

もう一つ、これも職員数に関連しますけれども、組織機構のスリム化という答弁でありました。具体的にスリム化とは、どの課を統合するのか、どれをなくすのかということまで及ぶのだと思いますけれども、現時点のスリム化するという考え方をお聞かせください。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再質問に御答弁申し上げます。

初めに、地域通貨の件で、私から御答弁申し上げたいと思います。

これまでも地域通貨につきましては、この議場で多くの皆さんから御指摘等もいただいていたところです。現段階では、先ほど御答弁申し上げたとおり、凍結という言い方をしましたが、現段階では研究調査も含めて今、行っていない状況ということになっております。

また、その理由といたしましては、先ほど来、お話ししているとおり、今の通常の市内経済状況ではなくて、賃金が追いつかない物価の高騰、それから、システム自体のほうの課題、これが先ほど答弁した内容となっております。

そこで、大西議員からただいま再質問のありましたこの私の任期中に、この4年間で検討を始めるのか、あるいは実施するのかについての御答弁です。

今凍結している理由は、先ほど来申し上げた理由でありますから、その状況が何か変わる状況になれば、それは当然検討をまた始めるということになるかと思います。

ただ、一方では、この地域通貨という概念でありますけれども、これまで市がサフォークスタンプ協同組合で行っている、いわゆるサフォカ、これを概念という言い方はいろいろありま

すけれども、我々行政からポイントを付与する、いわゆるG t o Cという形の地域通貨という位置づけになろうかと思えます。恐らく、大西議員がお話しされている地域通貨というのは、例えばポイントについて、お金から、例えばチャージ機能があったり、それを市内で流通させられるような仕組みのことを恐らく指しているんだらうなと思っております。そうすると、単純にG t o C、あるいはB t o C、企業と個人の取引だけではなくて、企業間同士の取引、B t o Bと言いますが、そういうのもやれるかどうかというお話になろうかと思えます。これについては、現在行っている自治体は非常に少ないと認識をしているところでございまして、これまで我々が言ってきた地域通貨という概念は、ポイントを消費者の方に使う、あるいは、やったとしても、チャージ機能を追加して、そのチャージしたものをポイントとして市内で流通させるという仕組みになろうかと思えますが、これについても今後、この任期中に何か条件が変わったときに、どのような形が一番望ましいのか、これは十分に検討する余地があるかと思っております。

ただ、一方では、今この物価高騰の状況の中で、プラットフォームを取り入れている各自治体の地域通貨を見ますと、非常に運営が厳しいというお話も聞いておりますので、そういったこともしっかり見極めながら、実施に当たっては取り組んでいきたいと思っております。

これも以前答弁で申し上げましたが、プラットフォームを導入することは、予算をかければ可能でありますけれども、目指しているところはそれを活用することによっての市内経済の活性化でありますので、その辺をしっかりと検討する中で、今後も進めていきたいと思っております。

よって、現段階でいつまでにとというのは、少し難しいのかなと考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 坂本経済部長。

○経済部長（坂本英樹君） 私から、まちなか交流プラザを活用したにぎわい創出の取組内容について、現時点で考えている内容について答弁させていただきます。

次年度から、まちなか交流プラザを拠点としながら、年間を通したポスターやのぼりの掲示を行いながら、まずは地産地消のPRを行っていきたくと考えています。

また、多様な出店者、団体ですとか個人になろうかと思えますけれども、その方々の主体的な参加の下で特産品の販売とか、にぎわいの創出の交流イベントなど様々な形でリレー形式で開催していければと考えているところです。

もう少し具体的に申し上げますと、J A北ひびきやファーマーズマーケットひびきあいの方々との連携による本市の産直マップにある個別農家さん、そういった民間団体の方々にも募集をしながら農畜産物の特産品販売も進めていければと考えているところです。

また、今年も開催しておりますけれども、友好都市でありますみよし市の梨の販売も今年行いました。そのような形の展開も一つのにぎわい創出のイベントになってこようかと思っております。

先ほど、自主的な出店によってという話をしましたけれども、やはり不慣れな団体ですとか、出店に戸惑いがある方もいらっしゃると思います。そのような方々をサポートするような形で市のほうと、また、まちなか交流プラザ、まちづくり士別のほうでの出店者に対するマニュアルの作成ですとか、サポート体制、さらには出店するという情報発信を行いながら、多くのにぎわいを創出していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 私から、まず導くという表現について誤解を招くのではないかというお話でありました。

今現在、行政運営を行うに当たって、やはり将来を見通したときに、今のままのいろんな仕事、施設を維持していくのは困難でありますので、このまちの規模に合ったいろんな見直しをしていかなければならないという状況であります。その際には、やはり市民の御意見も聞きながら、行政サービスの在り方というものを互いに検討していかなければならないと考えています。

当然、大西議員がおっしゃっていますように、市民と真摯に向き合いながら丁寧な対話を行って、多くの市民から理解を得た上で進めていくというのが大変重要なことだという認識は持っております。

ですので、予算編成方針において導くという表現はしておりますけれども、ここには当然、市民の理解を得ながらそういった方向をとともに考えていくんだという意味合いでありますので、誤解を招くという御意見もありましたけれども、我々としては、今現在この表現を使っているという状況でございます。

それから、適正な職員数、それが何が根拠なのかといったようなことであります。正直申し上げて、根拠という確固たるものはなかなか難しいわけでありましてけれども、一つには、例えば本市の場合でありますと、人件費に対する、全体歳出に対する構成割合も高いわけでありまして、ほかの類似団体を見ても職員数が多いということがあります。ですから、そういったものを参考にするというのも一つの方法でありますし、実際の定員の職員数については、今後退職するであろう職員、そして中途退職者を見込んだ上で、新たに採用する職員数を考えながら、相対的に何人だということによって徐々にこの人口規模に合ったものとして削減していくという考えでありますので、基本的にはそうした考えの下で、ただ、そのことによって市民への行政サービスが極端に停滞、低下することのないような職員数の数というものを検討していくという考えであります。

それから、組織のスリム化ということで、機構改革の部分で今、具体的なものということでありましてけれども、これまでも様々な行政需要でありますとか、社会情勢に応じて柔軟な組織体制を構築してまいりました。この部分については、今後も絶えず検討する中で、あるべき組織体制を進めていくという考えについては変わりません。

ただ、今の時点で具体的にこの部分をこうしていくということを明確にお話しできる段階にはございません。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） それで完全に理解したわけではありませんけれども、循環型経済を推進するという中で、まちなか交流プラザを中心ににぎわいを創出すると。これは以前からこの交流プラザの年間を通したイベントというのは聞いておりますから、それは理解しています。

ただ、循環型経済を推進する、これによって、まちなか交流プラザのにぎわい創出によって、地域の購買力を高める、このにぎわい交流プラザというのは、いわゆる地産地消なり、特産物の開発なりも含めて、あるいは街中ににぎわいをつくると。これ関連あるようで無理があるのではないですか。循環型経済を推進するのと、まちなか交流プラザを中心ににぎわいを創生する、これはイコールではなくて、この交流プラザを中心にやって、何となくひょっとしたら購買力につながるのではないかという程度のことではないでしょうか。具体的な施策としては、どうも理解できないので、この辺もう少し中身を教えていただきたいと思います。

それから、こだわるようですけれども、副市長から答弁いただきました、導く、それは誤解を招くのではないかという指摘をさせていただきました。それはそういう意味ではなくてということなのですけれども、この大事な言葉の中で、解説をもらわないと理解できないという言葉というのはどうなのでしょう。これは、導くって誤解を招くかもしれないのであれば、先ほども言った市民と真摯に向き合って、市民の理解を得た上でこのことを進めるという発信の仕方は大事ではないかと思います。

それから、組織機構のスリム化については、難しいことなので、考え方は分かりました。

ただ、適正な職員数になぜこんなにこだわるかということ、実は、全員協議会のときに他市との比較が出てきましたね。単純にそれをもって、そうではないということは分かっているのですが、それをもって、うちのまちは、例えば稚内と比べたら倍多いという、他市との単純な比較で判断すべきではないし、共通している行政の仕事というのは絶対あるわけですから、この辺を聞いて、それから、特別な事業なり施策を進めるときに人員が必要だということもあるようですから、相対的にこういうことで職員数の適正な人数というのは、根拠としてあります、という考え方が欲しいと思います。

それから、この方針の中にダウンサイジング、よく出てきますけれども、いわゆるダウンサイジングというのは分かります。行政組織の中でダウンサイジングと市民サービスについての関係ですけれども、一般的にダウンサイジングというのは、効率化やコスト削減を目的とするということでは間違いのないと思うのですが、ただ、行政組織の場合、前提となるのは、これによって市民サービスが著しく低下しないよう取り組むことは必要でないかという思いがありますので、この点の見解も併せて、ちょっと長くなりましたけれども、今お話ししたことに対する答弁や、あるいは考え方を改めてお聞かせいただきたいと。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 私から、大西議員の再々質問のうち、地域循環型経済の部分について答弁させていただきたいと思います。

これは、私の持っている持論でもあります。まず、地域循環経済を考える上で、2つの考え方に分けるべきだと考えております。

まずは、市内での消費行動、これを市民の方が強く持っていただくという部分です。ただ、これは、単純に循環しているとは言えないと思っておりますが、これまで皆さんにもお示してきた、いわゆる地域内乗数効果、市内で使われれば使われるほど、どんどん、どんどん効果が上がるというやつですが、これのまず入り口になると考えています。そういった意味では、今非常に大型店や市外での消費行動がやはり多くなっておりますので、少しでも、まず、それは第1歩目として市内に目を向けていただくという部分、つまり、最終的な地域内乗数効果につながる第1歩だと考えております。

そういった意味から、今回御答弁で、交流プラザでの今回、考えているにぎわい創出事業は、そういった部分に該当するという考え方を持っているということです。特に、個人消費と、あと企業の資材調達も含めて、いろいろ考え方はありますが、GDPの6割は個人消費と言われておりますので、そういった割合で考えると、士別市内の経済においても個人消費を非常に重たく考えていくことによって、一つずつ市内循環の輪が広がっていくものと考えているところです。

そういったことを含めて、今回の8年度からにぎわい創出事業をやっていくということでもありますので、これが直接地域循環につながらないということは、我々考えていないところではあります。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君） 再々質問にお答えします。

まず、導くの表現の再度ということでもありますけれども、この表現に対しての捉え方というのは、人それぞれな捉え方があるんだなと思います。ですので、今、大西議員から御意見いただきましたけれども、今後、こうした言葉の表現については慎重に選ぶ中で、こうした方針等について使っていきたいと、考えていきたいと思っております。

それと、職員数の関係で、他市と単純に比較して、それで何人が多いから何人にすべきだということではないという御意見です。それはそのとおりだと我々も思っております。確かに、士別市は類似団体と比較しますと、職員の数自体は多いということにはなっておりますけれども、ただ、中身的には、士別市は行政面積も広いですし、合併を繰り返した市でもあります。

また、例えば農業分野に関する部分に職員が多いということであるとすれば、それは本市の特徴であると思っておりますので、単純に相対の数を比較する中で、多いから何人減らすという考えはしておりません。あくまでも今後の退職・採用の見込みを相対的に勘案する中で、将

来、行政運営をしていくために必要な職員が何人になるかという適正な数を目標として掲げて、行政運営を行っていきたいと思います。

ただ、実際の年度末、あるいは年度当初の職員数とその数になっていくかといったようなことについては、また別の話でありますので、特に近年は中途退職者も増えていきますし、採用人数も思うような人数が確保できないといったような部分もありますので、もしかすると、今抱えている指標よりもさらに下回るといったようなことも十分考えられるところではございます。

また、組織スリム化でダウンサイジングする中で、市民サービスを低下させてはならないということでもあります。それについても、当然おっしゃるとおりだと思っております。必要な市民へのサービス、それをさせることのないよう我々は取り組んでいかなければならないということも思っておりますし、例えば先ほど答弁でもお答えしましたけれども、職員数、あるいは業務のスリム化をしていきますけれども、いろんな業務フローの見直しでありますとか、それからAIを活用したような取組などなどを行う中で、そうしたサービスを低下させないような、そういった手法を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次の質問に入ります。

市民の憩いの場ともなっている浴場施設「ぷらっと」に対する市としての現状認識と、利用する市民の存続を求める切実な声をどのように受け止めるかについてであります。

私の質問は、たまたま質問事項が長くなって大変申し訳ありませんけれども、これでも一定程度分かりやすく整理したつもりであります。これももう少し長くなると、中継の私の顔が隠れてしまうぐらいになるんですよね。ちょうどいい長さ。いいですか、市長、よく見てくれましたか。

昨年11月に公共施設の最適化と同時に示された事務事業アセスメントによる見直しの対象とした健康センターに併設されている入浴施設ぷらっとを令和8年度末で廃止する旨を市民に提案として示した経過にあります。

この施設を廃止することを決めるに至った経過として、ボイラーを含めた設備が耐用年数を迎えることで設備更新には多額の投資が必要なことと、もう一つは、現在は自宅に入浴設備がほとんどあることを主な要因とされております。

この方針を受けて、特に、ふだんから入浴やサウナを利用している市民から存続を求める声や、楽しみを奪わないでほしいとの切実な声があることも事実であります。

この方針が示された以降、議会でも何度か議論を重ねてまいりました。現時点では、行政側の考え方を私個人としては理解するに至っていないのが今の状況であります。

そこで、この施設に対する本市としての現状認識として、既にぷらっとの役割は終わったと判断をしたものなのか、財政事情を考慮したものなのか、あるいは、その他の考え方があるのかを、この機会に確認をさせていただきたいと思っております。あわせて、利用する市民の存続を求

める切実な声をどのように受け止めているのか、改めて考え方を伺います。

また、廃止する要因の一つとして、現在は自宅に入浴設備がほとんどあるとしていますが、ぷらっと設置当時から現在まで自宅に入浴設備が設置されてきた大まかな推移について、その根拠をこの際お示しをいただきたいと思います。

同じく廃止する要因として、もう一つは、存続するためには建物・設備の改修に多額の費用を要することを6年度決算審査の場で明らかにされました。改めて、項目別に現時点の概算費用の詳細をお聞かせください。

この地域は災害が比較的少ないとされていますが、それでも、いつ災害が起きるかは予測できません。今回の地震についても、大きく揺れたと感じている市民もいるわけですから、まさかこの時点で今の時期にこのまちが地震に揺れるなんていうのは誰も想像はしていません。その備えとして、健康センターは災害時指定避難所の一つであります。災害時には、併設された施設は被災した市民の心身の健康維持や体の清潔を保つことで感染症の予防にもつながり、入浴することでストレスを和らげる効果も期待できることから、ぷらっとは重要な役割を果たすためにも、なくてはならない施設ではないでしょうか。

市民の安心・安全のためにも存続するためにはどのような手段があるのか、改めて検討すべきだと考えますが、このことに対する見解を伺います。

二元代表制の中で、議員の立場は、身近な住民の声を議会に反映させる重要な役割があることは言うまでもありません。

一方で、首長や行政は、声なき声を聞き、その課題とどう立ち向かうかが極めて重要なことだと思います。ぜひ、声ある声はもちろん大事ですが、声なき声も忘れないでほしい、このことを受け止めていただいて、この課題について、市民が納得する結果になるよう進めてほしいと思います。

最後に、公共施設は建築年から年数を経過することによって、改修や更新の時期を迎えることは当然予測されることであります。本市でも当然取り組んでいるとは思いますが、設置当初から保全計画を策定して、定期的な保守や保全、いわゆるメンテナンスに心がけ、長寿命化を図る取組が必要で、現在の本市の財政事情を鑑みると、この取組を一層強化することが重要だと思います。

このことを申し上げて、この質問を終わります。

ぜひ、前向きな答弁を期待をしておりますので、この点もよろしく願いをいたします。

(降壇)

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの質問にお答えします。

初めに、ぷらっとに対する市としての現状認識です。

これまでもお答えしてきたように、ぷらっとは民間銭湯の廃止に伴い、市民の衛生保持に必要な入浴機会を確保するため設置がされました。設置から約23年が経過した現在、各家庭の入

浴設備が充足されてきたことや、ほかにも美し乃湯や翠月などの入浴施設があり、当初の目的である市民の衛生保持面での役割は果たしたものと考えています。

今後も施設を運営していくためには、ボイラーやろ過器などの大型設備が耐用年数を迎えることから、これらの交換に加え、外壁工事や屋上の防水工事など、大規模な施設整備も必要となります。

現在進めている公共施設の統廃合では、市民への影響を少なくするため、代替性が確保しやすい重複施設を優先的に進めています。持続的な行政運営を見据えた場合、設置時の目的を果たした施設で、かつ、使用料だけでは必要な経費を賄えない施設に対して、多額の公費を投じて改修し、機器の交換を行い、今後も維持することが真に必要なかを熟考した結果、回数券や無料入浴券を使い切っただけのよう、約2年半の告知期間を設け、令和9年3月末での廃止予定としたところです。

次に、切実な市民の声の受け止めについてです。

ぷらっとでは、廃止予定を明示後、利用者の声を集約しています。主なものでは、入浴施設が遠くなる、移動が大変になる、代替策を設けてほしいなどの声です。これまであった施設の廃止は、利用されていた方には御不便をおかけすることになりますが、先にも申し上げた理由から、先々を見据え廃止の予定をしたところでありますので、今後も御理解をいただけるよう説明を続けます。

次に、自宅への入浴設備設置の推移です。

総務省は、昭和23年以降、5年ごとに行う住宅・土地統計調査で、自宅の浴室有無を調査をしています。直近の平成20年の調査では、道内の97.4%に浴室があるとされていますが、その高い普及率から、20年の調査以降は調査項目から除外されています。昭和50年代後半以降に建てられた戸建てやマンションの浴室保有率も99%以上となっており、全国的に家庭の入浴設備整備が進んでいますが、本市の整備状況の把握につきましては、市が全戸を訪問し入浴設備の有無を把握することは困難であり、その推移はお答えしかねますが、ぷらっと設置後に新築された戸建てやマンションについては、入浴設備があるものと推測をしています。

また、市営住宅については、現在管理している約1,000戸全てに浴室がありますが、浴槽やボイラーの設置は入居者が行う住棟もあり、その設置は入居者の意思によることから、入浴設備の設置数などについて市は把握をしていません。

次に、建物や設備の改修等に要する費用についてです。

令和6年4月の見積りでは、ボイラーやろ過システム、サウナの更新に7,130万円程度、建物の外壁工事や屋上の防水工事が1,600万円程度となっており、合計で8,730万円程度の費用が必要となります。現在も人件費や物価の高騰が続いていることから、実際の施工時には1億円を上回る想定をしているところです。

次に、指定避難所としてのぷらっとの役割です。災害時の避難所は、洪水や地震による停電や断水など、発生した災害の状況や規模、発生場所等々避難所となる施設の機能や立地等を踏

まえて開設をします。

指定避難所では浴室の備えを必須としてはおらず、市内においても多人数で入浴が可能な避難所は、生き生き健康センターのみとなっています。市としては、災害時避難所での滞在が長期にわたる可能性がある場合には、災害時の協定を結んでいる市内の宿泊施設や介護保険施設などの協力をいただくことにより、避難者の健康管理や衛生保持への対応を行う考えです。

最後に、存続手段検討の御提言をいただきました。民間などへの譲渡の可能性を探るお話もいただくことはありますが、現状で譲渡した場合、老朽化した施設や設備に変わりはなく、受け手側に一定の費用負担が生じることから、受け手があらわれることは難しいものと考えてはいます。また、年間800万円程度で不足している運営費を賄うことによって施設の存続が可能であるならば、使用料の引上げや営業時間の短縮、減免制度の見直し、旅行者やドライバーの新たな取り込みなど、アイデアと工夫次第で運営継続を探る方法もあるかもしれません。

しかし、長期にわたり利用者に安全で快適な入浴環境を提供し続けるためには、施設や設備の改修に多額の公費を投じる必要があります。

市として、ぷらっと以外にも3か所の入浴施設を保有し、全ての施設で採算が取れず指定管理料を投じなければならない現状や、今後の人口減少を見据えたときに、まさに機器更新や大規模改修を要する今が、施設継続を判断する岐路にあり、これまで申し上げた状況などを総合的に勘案し、施設を継続せず、廃止する判断をしたところです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今回の答弁も含めてですけれども、まず、自宅の入浴設備についてです。

このぷらっと設置時点から、推計ですけれども、多くは変わっていないのではないかと思います。これは根拠はないですから、お互いに話してもなかなか合意できることではないのですけれども、今考えると、当時から自宅にお風呂がない、設備がないといえば、市営住宅は別ですけれども、そうはなかったのではないかなど。あくまでも本市の推計で今完全にカバーできていると、設置されているという判断であると捉えます。この理由が成り立たなくなれば、どうなのでしょう。この改修費用だけの問題になってくるのだと思います。

それで、前に議会で市長からもありましたし、考え方を示されている、単に財政の問題だけではないというお話がありました。ぷらっとをなくす理由は、改修費に多額の費用がかかる、あるいは自宅に入浴設備が今時点では完全に設備されているというのが理由なんだと言われていいます。そして、この入浴設備については、意見の分かれるところですが、これが、もし設置当初からそんなに変わらず今現在に至っているということであれば、財政の問題だけなのです。そういう意味では、もう少し、多くの利用している市民から存続してほしいという声があるのは耳に入っていると思いますし、そのアンケートも取っているということでもありますけれども、今後も理解していただけるよう説明を尽くすということでもありますけれども、この代替案というのも民間施設も含めて話していますけれども、民間施設ですから、いつ立ち行か

なくなるかが分からないし、経済ですから、自ら判断して施設をやめるかもしれません。そういう意味では、それに依存するような行政の考え方はいかなものかなと思います。そういう意味では、今すぐ分かりましたということにはなりませんけれども、継続的にまた利用者に向き合って、しっかり説明を尽くして、どうするのか、一定の理解を得た上で判断をすると、今の時点ではそういうことにならないのかどうか。少なくとも、それぐらいは決断してほしい。直接利用者の方に呼びかける、説明を尽くす、一定の理解をもらえる、決して強制はしない、強引には進めない、このことを約束できるのでしょうか。確認をいたしたいと思います。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） ただいまの再質問に御答弁申し上げます。

まず、お風呂のない住宅についてです。

これ、当時と今とそれほど変わらないのではないかというお話ありました。先ほどの答弁でも全戸の調査はしておりませんので、詳細なことは申し述べることはできませんが、少なくとも、我々が把握しているのは、用途廃止になった古いほうの平家の公営住宅があります。ああいうところは、お風呂がついていないところがありました。それが今、用途廃止になって全戸なくなったというところ。それから、民間で言いますと、ぷらっとを利用されているお客様で玉運寺さんの横に2階建てのアパートがあったのですよね。あそこは共同住宅という形だったのでですけども、あそこの方がお風呂がついてなくて利用されていたというのは当時聞いておまして、あそこの建物はなくなりましたので、少なくとも我々が把握しているのは、そういった部分で、民間のその部分と、市が保有していた公営住宅ということになりますので、当時と全く状況が変わっていないということではないのかなという判断でございます。

また、もちろん財政状況のことも大きな理由でありますけれども、もともとやはり設置している目的は、先ほどお話ししたとおり公衆衛生の部分でありますから、そういった部分では役割を果たしたということです。

利用者の皆さんからいただいている声を集約させていただいているのも、何とか残してほしいという声は先ほど答弁したとおり聞いております。その際にもお話ししておりますし、私も直接お話しする機会があったときには言っておく機会もありますが、その都度同じような説明をさせていただいております。やはり、利用している方にすると、特にサウナを利用されている方が多いのかなという印象でありますけれども、もともとの設置の目的と、あと今後改修工事をするのにこれぐらいかかりそうだというお話をすると、正直納得はされないのかもしれませんが、正直理解せざるを得ないということで、その後やはり、そうか、で終わることが多いです。

それから、話が前後しますが、お風呂のない方についての利用について、今回いろいろな御意見をいただいている中で、うちにはお風呂がないので何とか使わせてほしいと言っている御意見についてはゼロ件となっております。

そういったことも含めて、現段階で判断するのではなくて、少し延ばせないかというお話あ

りましたが、我々といましては、そういった条件全てにおいて、あそこを廃止するべきだと判断しておりますので、現段階で決定を変えることは今のところ考えておらず、先ほど来の答弁のとおり、市民の皆さんに丁寧に説明しながら御理解いただくことで考えております。

以上です。

○議長（山居忠彰君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） これは廃止することを改めて考え直せということを今言っているのではなくて、この施設は、まず入浴施設ですから、当然入浴する、あるいはサウナを使う、この質問事項にあるように書いてございますけれども、市民の憩いの場、あるいは交流の場となっているのです。

それから、今、人口減少の中ですけれども、例えば農業経営を卒業してまちの中に、病院の近くに家を構えるという方がいるんです。全体的な人口減なのですけれども、市街地はどうかと、そういう人が増えているから。そういう意味では、こういう施設が必要ではないかなと思います。

それと、もう一つは、これは市の財政的な問題ですけれども、入浴料が民間と比べて相当違います。そういう意味では、利用者については手頃な料金で楽しめるということですから、まだ約束の期限まで時間があります。ただ、利用する皆さんが気になるのは、ボイラー、あるいは設備が壊れた時点で閉鎖しますと。これについてどうなのかと、心配だという声がありますから、この点も含めてぜひ、考え方を改めるということではなくて、しっかり説明を尽くしてほしいと。説明をして、強引にこの問題を押し切って当初の予定どおり進めるという、一步も譲らんといい態度ではなくて、行政としてしっかり向き合って、相談をして進めてほしいという私の切実な要望ですから、この辺は聞いていただけますか。いかがですか。

○議長（山居忠彰君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 再々質問に御答弁申し上げます。

大西議員のお話しされている質問、今回いただいた質問の思いは、もちろんそういった市民の皆様の声ということも当然承知しておりますし、議員としての責任を果たされているということで、我々も大変重く受け止めております。

まず、利用者に対する部分ですけれども、まだ具体的に利用者の皆さんから、あるものがないのは困るなという言い方なのですけれども、実際に本当に足がなくて行けないとか、具体的な話まで至っていないのが現状であります。

そういったこともありますので、今後、今利用されている方が、仮にというか、なくなった際に別なところを代替利用してもらおうときに困ることがどんなことがあるのかということも、そういったものを聞き取りって、でき得る支援を新たに考えていくこともしていかなければいけないと思いますし、ただいまの立て直すことを考えるのではなくというお話ありましたので、そのような方向性を、もちろんこれまでこの施設に限らず、強引に何かを進めてきたと私は思っている部分はありませぬので、ただ、一方では、先ほど声なき声というお話も大西議員から

いただきましたが、今回の3回のまちづくり懇談会、会場に来られた方、いろんな御意見ありました。しかし、会場に来られない多くの方の声なき声、それも私たくさん聞いております。そういったことも含めて、本当にこの財政状況、あるいは将来にわたっての持続的な行政運営に心配をされている市民の方も大変多くいると私は認識をしています。

そういったことから、全ての要望に対する100%の回答はできないものとは思っておりますが、それに対しては、責任を持ってその理由を説明して、御理解をいただける努力をしたいと思っております。

やはり、市の財産、あるいは市の資金であります財源についても、我々行政の個人的な所有ではなくて、市民の皆さんのものでありますから、まさに大西議員のおっしゃったように、声なき声をしっかりと酌み合いながら、多くの皆さんに納得してもらえる行政運営を目指してまいります。

以上です。

---

○議長（山居忠彰君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時42分散会）